

# 令和2年度 事業計画書



社会福祉法人 ふれあい福祉会

特別養護老人ホームふれあいの里  
ふれあいの里デイサービスセンター  
ふれあいの里ホームヘルプサービス  
ふれあいの里居宅介護支援事業所  
延岡市恒富南地域包括支援センター

## 目 次

経 営 方 針 .....	1
特別養護老人ホームふれあいの里 .....	3
(介護福祉施設サービス・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	
ふれあいの里デイサービスセンター .....	11
(通所介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス)	
ふれあいの里ホームヘルプサービス .....	17
(訪問介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護相当サービス)	
ふれあいの里居宅介護支援事業所 .....	21
(居宅介護支援)	
延岡市恒富南地域包括支援センター .....	25
[延岡市委託事業] (介護予防支援)	
社会福祉法人 地域貢献活動 (生計困窮者に対する相談支援事業等) .....	29

## 経営方針

延岡市の人口は、昭和55（1980）年をピーク（154,881人）として、その後減少を続けています。社人研推計によると、年齢3区分別人口のうち、老年人口（65歳以上）は、今年をピークに減少に転じ、令和22年（2040）年には、年少人口（0～14歳）10,598人、生産年齢人口（15～64歳）49,781人、老年人口（65歳以上）35,766人、総人口96,145人と予測され、老年人口1人を生産年齢人口1.4人で支えることとなります。

また、延岡市は、全国に比べて早いペースで高齢化が進んでおり、全国に先駆けて人手不足が問題となり、とりわけ介護人材の確保が非常に困難になると予測されます。

このような状況の中、当法人としては、研修会等への積極的な参加により資格取得と手技の向上に努め、笑顔と真心による誠実な対応とチームワークで、利用者・家族・地域住民等から地域ナンバーワンの安心と信頼が得られるよう努力します。

また、将来の人手不足に備え、人材の確保・育成・定着に向けた取組みおよび働き方改革を実施するとともに、社会福祉法人として、地域社会に貢献するため、安定的な事業運営と業務の効率化により健全な経営に努めてまいります。

- 1 安定的な事業運営と業務の効率化によって健全な経営を図ります。
- 2 福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組みと働き方改革および効果的な広報活動を行います。
- 3 火災や洪水時・土砂災害時等の避難確保計画の職員への周知および防災訓練を実施します。
- 4 施設機能の地域への開放、介護相談等により、地域との共生を目指すとともに、社会福祉法人としての公益的機能の強化に努めます。
- 5 感染症対策については、恒常的に啓発し、発生を未然に防止するとともに、万が一の場合でも、迅速・的確な対応をしてまいります。

令和2年4月

社会福祉法人 ふれあい福祉会  
理事長 山本照弘



## 特別養護老人ホームふれあいの里

(介護福祉施設サービス)

(短期入所生活介護)

(介護予防短期入所生活介護)



## 1. 基本方針

利用者の尊厳を第一に、法人の基本理念である『信頼・誠実・貢献』にもう一度立ち返り、それを行動指針に職員一人ひとりが笑顔の介護を行います。

また、地域住民の安心な暮らしが保障され、その人らしく生活することができる地域づくりの担い手でもあるという使命感を持ち、実現のための社会貢献活動に努めます。

## 2. 事業計画

### (1) 介護

- ① 多職種連携によるアセスメントにより、個別性のある施設サービス計画書の作成およびサービスの提供に努めます。
- ② 利用者・家族との積極的な交流を通し、相互信頼関係の構築に努めます。
- ③ 生け花・音楽クラブ活動を中心に、行事等の企画および実践に取り組み、生活の質の向上に努めます。
- ④ 身体拘束ゼロに努めます。
- ⑤ 喀痰吸引については、介護・看護が協働し、その安全な施行に努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報、保護と人権擁護から適切な管理を行います。
- ⑦ 利用者・家族が望む終末に向けた看取り介護の提供に努めます。

### (2) 健康管理

- ① 既往歴や現疾病の状況把握を十分に行い、体調の変化に留意しながら、異常の早期発見・早期治療に努めます。
- ② 介護・看護・嘱託医との連携を密にし、健康維持および新たな疾病発症の予防に努めます。
- ③ 年1回の定期検診を実施します。

### (3) 食事

- ① 状態分析と個別計画に沿った栄養管理を基に、低栄養状態の予防・改善に努めます。また、随時、食事形態・食事姿勢や介助方法等を検討し、できるだけ口からの食事摂取が維持できるよう努めます。
- ② 利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を作成するとともに、各種イベントの企画等からも楽しみのある食事の提供に努めます。
- ③ 衛生管理マニュアルを基に食品の取り扱いには十分注意し、食中毒等の発生予防に努めます。

(4) 入浴・排泄

- ① 状態に合わせた入浴から、身体の清潔保持と精神的リラクゼーション確保の機会提供に努めます。
- ② 排泄は、個別の排泄パターンを把握し、身体機能に最も適した方法で行います。また、その介助については、人としての尊厳とプライバシーに十分な配慮を行います。

(5) 環境整備

- ① 生活の場として、個々の生活歴にも着目し、落ち着ける環境づくりに努めます。
- ② 定期的な清掃や週1回のシーツ交換・点検等を行い、居室やベッド周りの清潔保持および整理整頓に努めます。
- ③ 施設内外の設備用具等については、各専門機関とも連携し、その保全・メンテナンスに努めます。

(6) 地域交流・社会貢献活動

- ① 施設・地域行事等への相互参加を通じ、地域住民との関係づくりに努めます。
- ② ボランティアや施設訪問を積極的に受け入れる等、開かれた施設づくりに努めます。
- ③ 緊急な対応が必要な生活困窮者に対しては、社会福祉協議会・民生委員・関係団体等と連携・協働し、適切な相談支援の実施に努めます。
- ④ 社会的責務として各種実習生を積極的に受け入れ、それぞれの実習目標が達成できる指導の実施に努めます。

(7) 事故防止・防災対策

- ① 気づきやヒヤリハット報告の共有化を徹底し、分析からの予防策により、類似事例の再発防止に努めます。
- ② 記録の整備と細やかな申し送りにより、職員間による必要事項の周知徹底に努めます。
- ③ 利用者送迎等、常に安全第一を心掛けた運転に努めます。
- ④ 災害発生時や防犯対策として、各種マニュアルに準じた行動と対策を講じ、利用者や職員の安全確保に努めます。また、マニュアルや方針等については、適宜、社会動向に合わせて見直しを行い、利用者家族を含めての周知徹底に努めます。

(8) 職員の資質向上・労働安全衛生の推進

- ① 内部研修の実施や外部研修への積極的な参加により、質の高い知識・技術の習得に努めます。



- ② 積極的な資格取得を推進し、専門性の向上に努めます。
- ③ 挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等を職員一人ひとりが十分に意識し、ケアを行います。
- ④ 積極的に福祉用具の導入やICT化に取り組み、業務の効率化とケアの統一化を進め、働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ⑤ ストレスチェック等を活用し、メンタル不調の要因を探り、環境の改善を図ります。さらには、産業医と連携して不調の深刻化予防に努めます。

(9) その他

- ① 施設だより『かけはし』発行やホームページ等を活用し、広報活動と事業所需要の拡大に努めます。
- ② 利用者・家族・地域からの苦情が発生した場合には、真摯に受け止め、改善すべき点は誠意を持って早急に取り組みます。

### 3. 会議および委員会

(1) 主任者会議

法人運営上の全般的な検討を行います。

- ① 研修委員会  
職員の資質向上に向けた研修内容の検討を行います。
- ② 安全対策委員会  
利用者が安全に生活できるよう諸問題の解決に向けた検討を行います。
- ③ 入所判定委員会  
「県指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」に基づき、希望者の入所可否について判定を行います。
- ④ 栄養管理委員会  
栄養管理業務の合理的運営、日常の食事状況や嗜好を考慮した献立の検討を行います。
- ⑤ 感染予防委員会  
施設基本方針に基づき、予防体制の整備に努めます。感染症が発症した場合には、早急に状況把握を行い、まん延防止に向けた対策やマニュアルの見直し等を行います。
- ⑥ 身体拘束対策委員会  
「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、身体拘束ゼロに向けた体制の整備に努めます。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、早急な廃止に向けた対策に努め、随時、マニュアルの見直し等を行います。

(2) 各種委員会

- ① 感染症および食中毒防止委員会  
常に情報収集を行い、感染症発生時を想定した対処法の実践研修の企画、感染拡大防止に向けた具体的対応策の実施等について検討を行います。

- ② 褥瘡対策委員会  
利用者の状態評価を基に、褥瘡形成に対する予防対策、治療対象者の管理と悪化防止に向けた介護・処置内容等の検討を行います。
- ③ 身体拘束廃止委員会  
利用者の尊厳と自主性を尊重し、身体拘束廃止に向けての解決策について検討を行います。
- ④ 機能訓練委員会  
理学療法士と連携し、日常生活動作の維持および悪化防止に向けて必要な機能訓練の提供について検討を行います。
- ⑤ 看取り委員会  
心身の状態が低下した場合においても、その人らしい最期が迎えられる介護について検討を行います。また、研修や振り返り等を通じ、職員も不安なく看取り介護に取り組める体制作りも行います。
- ⑥ 防災委員会  
防災士を中心にマニュアルの管理、必要時の修正等について検討を行います。実践的な訓練を計画し、反省点や外部の情報等を活かしながら最善の防災対策、職員の防災意識の向上に向けた取り組みについて検討を行います。
- ⑦ 広報委員会  
施設だより『かけはし』の内容について検討し、編集・発行を行います。
- ⑧ 給食委員会  
各種行事に伴う献立の立案、季節に合わせた食事イベントの企画・提案を行います。また、災害備蓄食料の管理やその内容について検討を行います。

## ◆ 年間行事計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日 国民の休日	お花見ドライブ 総合防災訓練	10月	体育の日	家族会 紅葉ドライブ 地域防災訓練
5月	国民の休日 憲法記念日 みどりの日 こどもの日	母の日 定期健康診断	11月	文化の日 介護の日 勤労感謝の日	ハロウィン
6月	夏至	定期健康診断 父の日	12月	冬至 クリスマス	ゆず風呂 クリスマス忘年会 夜間想定防災訓練
7月	海の日	七夕 納涼夏祭り (26日)	1月	お正月 鏡開き 成人の日	園内初詣
8月	お盆 山の日		2月	建国記念日	節分
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老の集い (19日) 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り お花見ドライブ

◎ユニット毎の毎月行事

- ふれあい会
- ふれあい喫茶
- 利用者との意見交換会
- 誕生会
- 音楽クラブ (第1・第3月曜日)
- 生け花クラブ (毎週木曜日)

◎その他

- ふれあいクラブ (季節行事など)
- レクリエーション (集団リハビリなど)
- ドライブ
- 外気浴
- 体重測定 (毎月)
- かけはし発行 (偶数月)

- 
- ・ 入浴日 ⇒ 毎週月曜日から土曜日
  - ・ 理学療法士による指導 ⇒ 毎月2回 (土曜日)
  - ・ 防災訓練 ⇒ 毎月
  - ・ ケアカンファレンス ⇒ 随時 (利用者・家族・関係職員)
  - ・ 囑託医回診 ⇒ 毎週木曜日・土曜日

## ◆ 給食計画 ◆

月	行事	内容	月	一般行事	利用者行事
4月	開設記念日  旬の味覚 わたあめ作り (虹)	祝膳 さくら餅 季節の和菓子 鯉のたたき	10月	体育の日 ハロウィン ハロウィンバイキング(星)	スポーツ弁当 かぼちゃ料理
5月	八十八夜 端午の節句 母の日	新茶 和菓子 柏餅 祝膳	11月	旬の味覚 クレープ作り (虹)	鮎の甘露煮
6月	父の日 ふれあいクッキング(星)	祝膳	12月	冬至 クリスマス  大晦日	かぼちゃ料理 ゆず クリスマスメニュー ケーキ、シャンメリー 年越しそば
7月	七夕祭り 土用丑の日 納涼夏祭り 海の日	七夕そうめん うなぎ料理 お祭り料理 季節の和菓子	1月	お正月  七草 鏡開き	おせち、お屠蘇 餅(やわらか素材) 七草粥 餅(やわらか素材)
8月	お盆  かき氷作り (虹)	お煮しめ おはぎ	2月	節分 バレンタインデー バレンタインクッキング(星)	巻き寿司 バレンタインメニュー
9月	敬老の日 十五夜	敬老祝膳 お月見饅頭	3月	ひな祭り  お彼岸	さくら寿司 甘酒 精進料理 ぼたもち

◎お楽しみ献立 (月に1回実施)

# ふれあいの里デイサービスセンター

(通所介護)

介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス)



## 1. 基本方針

利用者が住み慣れた地域や家族に見守られながら個人の思いが実現できる暮らしを支えます。また、心身ともに健康で在宅生活が継続できるように、体操の実施や紹介および行事・レクリエーション・個別ケア等の充実を図ります。

さらに、利用者・家族・関係機関より選ばれる事業所づくりを行い、安定した利用者の確保と新規利用者の開拓に努めるとともに、連携を密に行い、利用者・家族のニーズに柔軟に応え、家族の身体的・精神的負担の軽減に努めていきます。

## 2. 事業計画

### (1) 利用者・家族への支援

- ① 個人の状態や生活環境を含めたニーズを把握し、ケアプランにそった通所介護計画を作成し、実行・モニタリング・評価します。また、個性や生き甲斐を引き出す事ができるサービスの提供を柔軟に行います。
- ② 年間・月間の行事計画の他に、趣味活動や屋外活動等の選択肢の幅を拡げ自立支援に繋がるサービスメニューを提供し、生活機能の維持・向上に努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者がその人らしく穏やかに安心して楽しい時間を過ごして頂けるサービス内容の充実を図り、利用者の支援・家族介護の負担軽減に努めます。
- ④ 個人の状態観察をこまめに行い、異常に気づいた場合、家族および各関係機関と連携し、早めの対応に努めます。
- ⑤ 個人の状態に合わせた食事形態を考慮し、季節に応じたバランスのとれた食事を提供し、食することの楽しさを提供します。
- ⑥ ボランティアの方々を積極的に受け入れるなど地域資源を活用することで、地域との距離を縮め身近な存在となることに努めていきます。また、利用者・家族・関係機関からの声に真摯に耳を傾け、より地域に根づいた福祉の拠点となる事業所づくりに努めていきます。

### (2) 職員の資質向上と職場環境の調和

- ① 利用者の心理状態の理解と心身機能の維持向上、在宅生活を継続するために必要なサービスの提供など専門性の高いサービスを提供するため、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。内部研修においては、意見を出しやすい明るい職場環境づくりに取り組みます。また、各専門職としての知識および技術の提供により地域貢献します。
- ② 法令遵守およびコスト意識を持って、日々の業務遂行に努めます。
- ③ 地域住民との関係づくりのため、挨拶の励行を徹底します。

### (3) 事故防止の徹底

- ① 利用者一人ひとりの体調面・心身機能を的確に把握するとともに、ヒヤリハット事例の活用により、事故防止に努めます。
- ② 日頃より機械・器具の点検整備と環境整備を行い、利用者・職員の安全確保に努めます。
- ③ 非常時に備えて防災マニュアルおよび家族への緊急連絡表活用し、速やかな対応ができるよう、防災・防犯訓練を実施し、地域との連携も図り自助・公助・共助の防災意識を高めます。
- ④ 運行前には車両の確認を行い、走行中はライトを点灯し周囲に存在を気付いてもらい、利用者に安心感を持って乗車して頂ける運転に努め、譲り合いの気持ちと余裕を持って運転することを心がけます。

### (4) 衛生管理

浴室・ホール・トイレ・送迎車等、衛生環境に留意し、感染防止に努め、平素からシミュレーションを行い、発生時には迅速かつ適切に対応し、感染の拡大防止に努めます。

### (5) その他

- ① 利用者・家族など個人情報の取り扱いについては、守秘義務を徹底します。
- ② 新規利用者の開拓のために関係機関との連携を図るとともに広報に努め、普及啓発を行います。
- ③ 新規利用に繋がるよう、見学およびお試しデイサービスを実施します。



## ◆ 年間行事計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 こいのぼり作製 炭焼き昼食会 ふれあい新聞発行	10月		ふれあい運動会 外食ドライブ ふれあい新聞発行
5月	憲法記念日 みどりの日 子どもの日 母の日	遠足弁当ドライブ 調理 花壇・畑作り	11月	文化の日 勤労感謝の日	外食ドライブ クリスマス飾り作製 畑作り
6月	父の日 夏至	七夕展示物作製 七夕飾り作製 外食ドライブ 体重測定	12月	冬至	クリスマス忘年会 お正月飾り作製 体重測定
7月	海の日 スポーツの日 (東京オリンピック開会式)	七夕飾りつけ 七夕ドライブ ふれあい喫茶 ふれあい新聞発行	1月	お正月 鏡開き 成人の日	書き初め 新年会 節分飾り作製 ふれあい新聞発行
8月	山の日 お盆 終戦記念日 (東京オリンピック開会式) (東京パラリンピック開会式)	園内散歩 納涼まつり 意見交換	2月	建国記念日	節分 ひな人形作製 花見ドライブ 体重測定
9月	(東京パラリンピック開会式) 敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老会 買い物ドライブ 総合防災訓練 体重測定	3月	春分の日	ひな祭り 調理 意見交換 体重測定

- ・ 季節を感じて頂ける行事、リハビリを兼ねた体操およびゲーム等の実施
- ・ 定期的な体重測定、気分転換を兼ねたドライブの実施
- ・ 趣味趣向に合わせた個別ケア（クラブ活動）の実施
- ・ 誕生会を個別に実施（利用者の誕生日前後の利用日に実施）
- ・ ボランティアの方々による慰問を毎月実施（感染症の時期は除く）。



**ふれあいの里ホームヘルプサービス**

**(訪問介護)**

**介護予防・日常生活支援総合事業**

**(訪問介護相当サービス)**



## 1. 基本方針

社会や福祉の状況、利用者の状態や環境が変化していく中「長年住み慣れた自宅で、安心して、暮らしていきたい。」という気持ちに寄り添いながら、ヘルパーの訪問を待つて下さる高齢者や障害者の日常生活を支えます。介護者の負担軽減に努め、信頼関係のもと「できる事」が維持向上することを目的とした援助を行います。

また、専門職としての自覚を持って細心の注意を払い、体調の変化や緊急時には、ご家族や関係機関との連携を図り危険を回避できるよう努めます。総合事業では、自立支援を目標に利用者の意識改革にも努め、訪問介護事業所として地域に貢献します。

## 2. 事業計画

### (1) 利用者、介護者への支援

- ① 居宅サービス計画書に添って、利用者の状態やニーズに合った訪問介護計画書を作成し、支援が提供できるようサービスの調整に努めます。
- ② 利用者との1対1の対人援助に努め、尊厳を持って利用者や家族の思いを傾聴し、介護者の身体的、精神的負担の軽減に努めます。
- ③ 利用者の意欲や関心を引き出す声かけを行い、共に活動することで、できる事が少しでも維持でき、体調が悪化しないよう自立支援に努めます。
- ④ 利用者への安心安全を第一に考え、より良いサービスが提供でき、常に評価を行うことで、在宅生活が継続できるように努めます。

### (2) 関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連絡を密に行い、緊急時は、冷静かつ迅速に対応できるよう努めます。
- ② 地域住民や他職種、関係機関との連携を図り、利用者の状態把握に努めます。

### (3) ヘルパーの資質向上

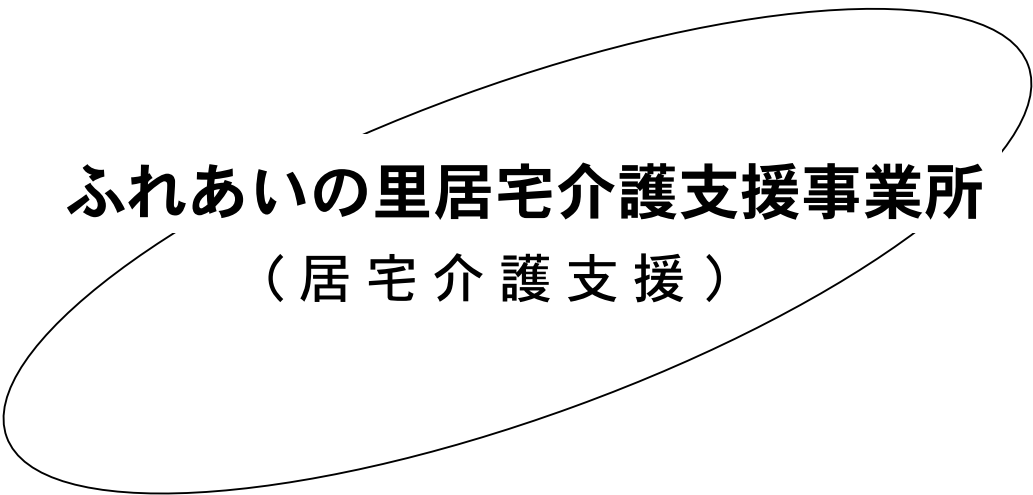
- ① 勉強会を実施し、知識や技術を高められるよう情報収集に努め、介護事故防止に努めます。
- ② 内外の研修会に積極的に参加し、自己研鑽に努めます。
- ③ 向上心を持って資格取得に励み、ホームヘルパーの社会的評価を高めるよう努力します。

(4) 事故防止・安全の配慮

- ① 報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有化・事故防止に努めます。
- ② 気づき・ヒヤリハット等の事例を活用し、危機回避に努めます。
- ③ 疾病や感染症等の医学的知識を身につけ、予防対策に努めます。

(5) その他

- ① 利用者、家族の意見、要望、苦情を、誠実かつ真摯に受け止め、サービス内容の改善に努めます。
- ② 個人情報に接する機会が多い事を自覚し、知り得た情報の管理と守秘義務を厳守します。



**ふれあいの里居宅介護支援事業所**  
**（居宅介護支援）**





## 1. 基本方針

介護が必要となっても、その方や家族が生活する地域や環境の中で安心安全で個人の思いを実現できる支援を目指します。また関係機関との連携強化を進め、地域福祉の発展に努めます。

## 2. 事業計画

### (1) 自立に向けた居宅サービス計画の作成

- ① 生活上の課題を明確化し、利用者自身が解決の主体となる計画提案に努めます。
- ② サービス担当者会議では、本人を含めた関係者と解決目標や援助方針について十分に検討し、最善の計画作成に努めます。
- ③ 計画開始後も効果や生活課題の変化を確認し、自立に向けた支援の継続を進めます。
- ④ ICTの有効活用により、迅速な対応と業務の効率化を進めます。

### (2) 地域包括ケアシステム構築への寄与

- ① 主治医や医療機関、各種サービス事業所との連携を図り、その強化に努めます。
- ② 地域包括支援センターや行政機関と協働し、地域ケア会議への参加や介護保険外の諸制度の活用に努めます。
- ③ 地域住民や専門職と協力し、社会資源の発掘や地域介護力の向上に努めます。

### (3) 特定事業所としての責務

- ① 事業所内会議の定期開催により、利用者の援助方針の検討や地域資源の共通理解を進めます。
- ② 他法人との共同のケース検討会の開催により、地域のケアマネジメント力の向上を図ります。
- ③ 職員ごとに研修計画を作成し、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 支援困難ケースの対応相談に応じ、積極的に受入れます。
- ⑤ 介護支援専門員の養成実習等を受入れ、人材の育成に努めます。

### (4) 情報管理と事業所需要の拡大

- ① 個人情報の取り扱いは、厳格な管理の下で行います。
- ② 苦情の発生に対しては、早期解決と再発防止に努めます。
- ③ 制度の動向に注視し、事業所内での共通理解に努めます。
- ④ 事業所の需要拡大に向け、情報公表や広報に努めます。



# 延岡市恒富南地域包括支援センター

〔延岡市委託事業〕

（介護予防支援）



## 1. 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全で尊厳あるその人らしい生活を継続していくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援、その他の社会資源を活用し、地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向け、中心的役割を果たしていくよう努めます。

## 2. 事業計画

### (1) 包括的支援事業

#### ① 総合相談支援

- ・地域の相談窓口として、様々な方法で相談を受け入れ、適切な対応や情報提供を行います。
- ・地域における中核機関として顔の見える相談しやすい体制づくりに努めます。
- ・地域や高齢者宅へ伺い、実態把握に努めます。

#### ② 権利擁護

- ・高齢者の生活を支援する上で生じる様々な権利侵害を防止するとともに、権利擁護を目的とする関係諸制度を有効活用し、高齢者の権利と尊厳ある生活を守ります。
- ・処遇困難事例においては、行政機関や専門職、地域との連携により問題解決を図ります。

#### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者や家族が適切な社会資源を切れ目なく活用できるよう、地域や関係機関との連携・強化に努めます。
- ・地域の介護支援専門員の相談に対して、側面的な助言やサポートを行います。また自立に資するケアマネジメントが提供できるよう、社会資源の情報提供や研修会等の開催を計画します。

#### ④ 地域ケア会議

- ・地域が抱える困難ケースについて個別課題や地域課題を共有し、解決に向け関係者とのネットワーク構築や効果的な社会資源活用の提案・支援方法を検討します。

### (2) 介護予防普及啓発事業

地域住民に対して介護予防手帳等を活用し、出前講座や各種講話等を開催します。また参加されない方々にも個別訪問し、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

(3) 介護予防ケアマネジメント

- ① 介護予防・生活支援を目的にその心身の状況等に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施され、自ら介護予防に取り組めるよう専門的視点から必要な援助を行います。
- ② 要支援者および事業対象者に適切なサービスが、提供されるように努めます。

(4) 指定介護予防支援事業

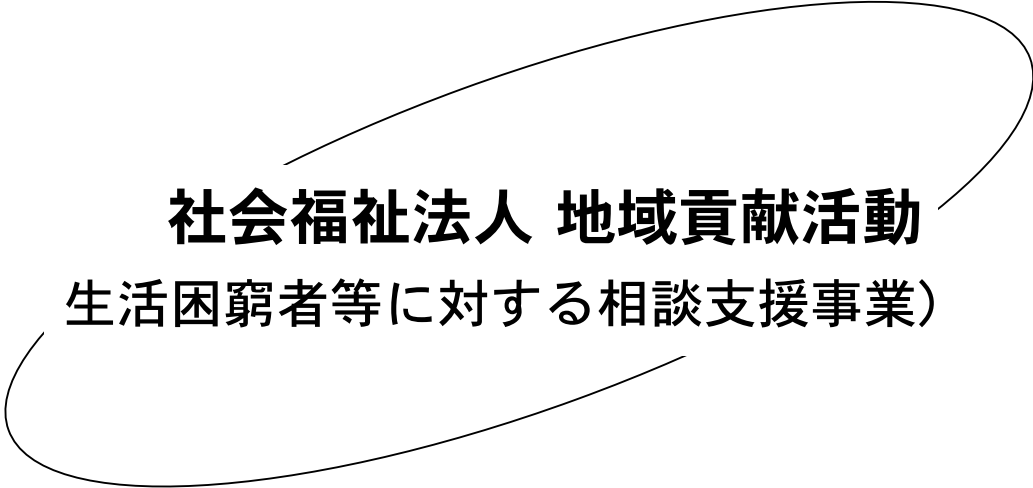
- ① 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が福祉・医療・保健等のサービスを適切に利用できるようなケアマネジメント業務を行うとともに、介護予防サービス事業所等の関係機関と連絡・調整を行います。
- ② 利用者の自立支援や重度化防止に向けた、計画作成を行います。

(5) 認知症支援事業

- ① 認知症サポーター養成講座や出前講座を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動を行います。
- ② 認知症の人やその家族が状況に応じて、必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、ケアパス等のツールを活用するとともに、関係機関への連絡・調整を行います。
- ③ 初期集中支援チームとの連携を図り、地域の実情に応じて、認知症に対する相談・支援体制を構築します。

(6) その他

- ① 在宅医療、介護連携推進の為、情報提供、連携機能強化に努めます。
- ② 各種研修会や会議への参加を通じて、知識・技術の習得に努め、専門性の向上を図ります。
- ③ 実習生を積極的に受け入れ、医療・福祉の専門職の担い手育成に努めます。
- ④ センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し、改善に繋げていきます。



**社会福祉法人 地域貢献活動**  
生活困窮者等に対する相談支援事業)





## 1. 事業内容（みやぎき安心セーフティネット事業）

本事業は、社会福祉法人の社会貢献活動として、対象を限定せず、すべての生活困窮者等への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等などが受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の経済的援助を行うほか、自立に向けた相談支援を行います。

## 2. コミュニティソーシャルワーカーの配置と役割

事業の実施にあたり、社会福祉施設等に配置している相談等を担う職員の中から、原則、県社会福祉協議会が必要とする研修修了者のほか、その任にあたることが適当と判断される者から、施設長が任命するCWS（コミュニティソーシャルワーカー）を配置します。

CWS（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談援助活動を通じて、生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握した上で、生活困窮者等の問題解決の支援に努めます。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、行政機関、地域包括支援センター等とも連携し、地域の生活困窮者等に対して適切な相談活動の実施に努めます。

## 3. 経済的援助

CWS（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告します。施設長は報告に基づき、1事例あたりの支援期間を概ね3ヶ月以内、現物給付による限度額を10万円を目安に経済的援助の可否を決定します。

適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき、緊急事態を脱したとき、就労や生活保護の受給等で安定した生活が見通しが立ったとき、自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等を終結の目安に、継続的な支援を行います。

## 4. その他

各種研修会に参加し、相談援助技術の向上に努めます。また、事業連絡会や各地区民生委員児童委員定例会等にも意欲的に参加することで、地域実態の情報収集・事業の周知拡大・地域との信頼関係構築に努めます。

必要時は、社会福祉協議会と協働し、社会福祉法人連携支援事業の活用による支援を行います。



## 社会福祉法人 ふれあい福祉会 理念

# 信頼 誠実 貢献

私たち法人は、利用者・家族・地域住民・職員、その他法人に関する全ての人々との関係づくりに努め《信頼》笑顔を絶やさず、真心を込めて、安心・安全で個人の思いが実現できる暮らしを支えます。《誠実》

また、地域との交流や関係機関との連携を図り、福祉の拠点として地域と共に成長を続けることに力を尽くします《貢献》



沖田川に浮かぶ、マガモとカルガモ